

□ 堺市の土砂災害特別警戒区域内における住宅の補助制度創設

◇土砂災害特別警戒区域内住宅の除却・移転等への補助

- 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」第9条の土砂災害特別警戒区域内に指定前から存在する住宅の除却・移転を推進することにより、がけ崩れによる被害をあらかじめ防止するものである。
- 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内の建築物に対し、所有者が除却・移転等を実施する費用の一部について補助を行うものである。

事業名		(1) がけ地近接除却・移転推進事業	
制度概要	除却・移転補助制度		
	対象：レッドゾーン指定以前に建築された住宅		
	区分	補助限度額	
	除却経費	・1戸当たり 80.2万円	
移転先の建物等経費	<ul style="list-style-type: none"> ・借入金利子に対する補助（ただし年利率8.5%を限度） ・1戸当たり415万円（建物319万円、土地96万円） 		

事業名		(2) 住宅・建築物耐震・防火等改修促進事業			
制度概要	待受壁設置補助制度				
	対象：レッドゾーン指定以前に建築された住宅で、耐震性を有するもの				
	区分	補助率			補助限度額
	設計補助	23%			151千円
設置工事補助	23%	759千円			